

## 議案第20号

### 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月16日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和56年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在し

ない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条項及び別表の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>教育委員会は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体があって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育文化会館に係る次に掲げる業</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p>

務を行わせるものとする。

(1) 体育文化会館の施設設備の維持管理に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理に関する業務のうち、知事及び教育委員会のみの権限に属する業務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 体育文化会館の開館時間は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

2 体育文化会館の休館日は、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定める。

(利用の許可)

(利用の許可)

第6条 体育文化会館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしななければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 体育文化会館の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、体育文化会館の管理上支障があるものとして教育委員会規則で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、体育文化会館の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

第3条 体育文化会館を利用しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会の許可を受けなければならない。

(行為の制限等)

第7条 体育文化会館においては、次の行為をしてはならない。

(1) 体育文化会館の施設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、体育文化会館への入館を拒み、又は体育文化会館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第8条 指定管理者は、体育文化会館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 利用許可の条件に違反したとき。

(5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、体育文化会館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第10条 体育文化会館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

(使用料の徴収)

第4条 体育文化会館の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第6条 知事は、体育文化会館の施設設備の保全及び利用者の応接に関する事務を財団法人鳥取県体育協会に委託する。

(教育委員会規則への委任)

第12条 略

(教育委員会規則への委任)

第7条 略

別表 (第4条関係)

1 施設使用料

区	分	単 位	金 額
	入場料その他これに類	全面1時間につき	800円

体 育 館 専 用 利 用 一 般 利 用 大 研 修 室	営利を 目的と しない 場合	するもの (以下「入 場料等」と いう。)を 徴収しない とき。	2分の1面 1時間につ き	400円	
			3分の1面 1時間につ き	200円	
	営利を 目的と する場合	入場料等と 徴収する とき。	全面1時間 につき	1,600円	
			全面1時間 につき	28,000円	
			全面1時間 につき	40,000円	
	一 般 人	入場料等と 徴収する とき。	1人1回に つき	70円	
			営利を 目的と しない 場合	1時間につ き	2,400円
				1時間につ き	3,120円
	営利を 目的と する場合	入場料等と 徴収する とき。	1時間につ き	4,800円	



		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	6,240円
場 す る 合	営 利 を と 目 的 し な い 場 合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	840円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,090円
中 研 修 室	営 利 を と 目 的 と す る 場 合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	1,680円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	2,180円
小 研 修 室	営 利 を と 目 的 し な い 場 合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	480円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	630円
	営 利 を と 目 的 と す る 場 合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	960円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	1,260円

教養室	営利を目的としない場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	340円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	450円
	営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	1時間につき	690円
		入場料等を徴収するとき。	1時間につき	900円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 3 体育館を専用利用の方法で利用する場合において知事が必要と認める照度以上の照明をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

4 体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる時間帯に連続して利用するときの使用料の額は、この表に定める使用料の額に、(1)に掲げる時間帯にあっては100分の95、(2)に掲げる時間帯にあっては100分の90を乗じて得た額とする。この場合において、当該連続利用に係る使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 午前9時から正午まで、正午から午後6時まで  
又は午後6時から午後10時まで
- (2) 午前9時から午後6時まで、正午から午後10時まで  
又は午前9時から午後10時まで

2 設備使用料

設備の価格等を勘案して知事が別に定める額

3 スポーツ教室参加料

区 分	金 額
児童又は中学校の生徒	1人1課程につき 1,470円
高等学校の生徒又は学生	1人1課程につき 1,980円
一般人	1人1課程につき 2,460円

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 改正後の鳥取県立倉吉体育文化館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立倉吉体育文化館の設置及び管理に関する条例の規定によりされ許された許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされ許された許可その他の行為とみなす。